

(趣旨)

第1条 この条例は、食用に供するために行う獣畜の処理の適正を図り、もって公衆衛生の向上に寄与するため設置すると畜場について必要な事項を定める。

(名称及び位置)

第2条 と畜場は、浜松市と畜場(以下「と畜場」という。)といい、浜松市中央区上西町986番地に置く。

(平18条例118・令5条例9・一部改正)

(開場時間)

第3条 と畜場の開場時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(平18条例27・一部改正)

(休場日)

第4条 と畜場の休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、臨時に休場し、又は休場日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

(平18条例27・一部改正)

(利用の許可)

第5条 と畜場を利用しようとする者は、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。

(平18条例27・一部改正)

(使用料等)

第6条 と畜場の使用料(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)は、別表のとおりとする。

2 食肉処理施設、備品置場及び厚生施設において使用する電気等の費用で市長の指定するものは、前条の規定による許可を受けた者の負担とする。

3 前2項に規定する使用料等の納付期限は、規則で定める。

(使用料の減免)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項に規定する使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用権の譲渡禁止)

第9条 と畜場の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の条件を変更し、利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) と畜場法(昭和28年法律第114号)又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(平18条例27・一部改正)

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、と畜場の施設の利用を終了したとき又は前条の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 と畜場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、その損害について市長が定める額を賠償しなければならない。

(平18条例27・一部改正)

(と畜場への出入り等に対する指示)

第13条 と畜場への出入り、と畜場の施設の利用又は物品等の搬入、搬出及びと畜場内における運搬については、市長の指示に従わなければならない。

2 市長は、前項の規定による指示に従わない者に対しては、と畜場への出入り、と畜場の施設の利用又は物品の搬入、搬出及びと畜場内における運搬を禁止することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、規則で定める日(昭和57年4月1日——昭和57年浜松市規則第26号)から施行する。
- 2 浜松市立と畜場設置条例(昭和29年浜松市条例第6号)及び浜松市立と畜場使用料条例(昭和29年浜松市条例第7号)は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に冷蔵庫の使用の許可を受けている者の冷蔵庫使用料については、なお従前の例による。

附 則(昭和60年3月30日浜松市条例第47号)

この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日浜松市条例第16号)

- 1 この条例は、規則で定める日(昭和61年4月1日——昭和61年浜松市規則第25号)から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に冷蔵庫又は食肉処理施設の利用の許可を受けている者の冷蔵庫使用料及び食肉処理施設使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月31日浜松市条例第61号)

- 1 この条例は、規則で定める日(平成元年4月1日——平成元年浜松市規則第38号)から施行する。
- 2 改正後の浜松市と畜場条例第6条及び別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る使用料について適用する。

附 則(平成4年3月31日浜松市条例第57号)

- 1 この条例は、規則で定める日(平成4年4月1日——平成4年浜松市規則第40号)から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に冷蔵庫の利用の許可を受けている者の冷蔵庫使用料については、なお従前の例による。

附 則(平成4年12月25日浜松市条例第85号)

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日浜松市条例第24号)

この条例は、規則で定める日(平成9年4月1日——平成9年浜松市規則第51号)から施行する。

附 則(平成15年12月16日浜松市条例第66号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月24日浜松市条例第27号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第118号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成26年2月25日浜松市条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
(経過措置の原則)
 - 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出をしている者を含む。)の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例による。
(浜松市と畜場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 20 第86条の規定による改正後の浜松市と畜場条例別表の規定は、施行日以後の浜松市と畜場の利用に係る使用料について適用する。

附 則(平成31年3月15日浜松市条例第22号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(浜松市と畜場条例の一部改正に伴う経過措置)
- 24 第81条の規定による改正後の浜松市と畜場条例別表の規定は、施行日以後の浜松市と畜場の利用に係る使用料について適用する。

附 則(令和5年2月22日浜松市条例第9号)

この条例は、令和6年1月1日から施行する。

別表(第6条関係)

(平18条例27・平26条例11・平31条例22・一部改正)

区分		金額
と畜場使用料	牛・馬	1頭につき 2,348 円
	豚	1頭につき 960
	こ牛・こ馬	1頭につき 960
	やぎ・めん羊	1頭につき 372

冷蔵庫使用料	牛・馬	半頭1日につき 117
	豚	半頭1日につき 58
	こ牛・こ馬	半頭1日につき 58
	やぎ・めん羊	半頭1日につき 58
焼却施設使用料	牛	1頭につき 1,571
食肉処理施設使用料		1m ² 1月につき 1,540
備品置場使用料		1m ² 1月につき 440
厚生施設使用料		1m ² 1月につき 440

備考

- 1 利用面積が1平方メートル未満であるとき又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算するものとする。
- 2 使用料の額が月額で定められている場合であって、その利用期間が1月未満であるときの使用料の額は、使用料の月額を30で除して得た額にその月の利用日数を乗じて得た額とする。
- 3 こ牛又はこ馬とは、体重120キログラム以下のものをいう。
- 4 焼却施設使用料とは、牛海綿状脳症対策特別措置法(平成14年法律第70号)第7条第2項に規定する牛の特定部位の焼却に伴う使用料をいう。